

## 協 定 書

出雲市水道事業 出雲市上下水道事業管理者 (以下「甲」という。) と  
(以下「乙」という。) 高台地区受水槽以下の料金算定について次のとおり  
協定を締結する。

設 置 場 所 出雲市 町

対 象 物 件

記

(検針開始時期等)

第1条 甲は、 年 ( ) 月から出雲市水道事業受水槽以下の装置の取扱規  
程第4条及び第5条の規定に基づき受水槽下流に市の水道メーター (以下「子メーター」  
という。) を設置し料金算定を行うものとする。

(水道メーターの貸与及び取替等)

第2条 甲は、受水槽上流に設置するメーター mm (以下「親メーター」という。)  
1個と子メーター mm 個を貸与する。

2 乙がその責に帰すべき事由によりメーターを亡失、またはき損した場合はその損害  
額を弁償しなければならない。

(料金の徴収)

第3条 甲は、子メーターにより算出した料金を、各戸の使用者からそれぞれ徴収する。

2 親メーターの使用水量が、子メーターにより算出した使用水量合計を上回った場合の、  
器械誤差の容認限度は、親メーターの10%までとする。

3 器械誤差容認限度以上にメーターの差が生じた場合は、容認限度以上の使用水量分の  
料金は、乙が負担するものとする。ただし、善良な維持管理を行っていた場合はこの  
限りではない。

4 親メーターの使用水量が集合メーターにより算出された使用水量合計を下回っても料  
金は還付しない。

5 受水槽以下の装置は漏水による水道料金の軽減・免除の対象とはしない。

(給水施設の維持管理区分)

第4条 親メーターまでの水道施設及び親メーターは甲の維持管理とし、その他の給水施  
設は乙が維持管理するものとする。

2 維持管理を怠った場合には、子メーターを引き上げ、次回の検針日から親メーターで  
検針するものとする。

(その他)

第5条 本協定書に定めのない事項については、出雲市水道事業給水条例、各規程等によるものとし、当該条例、各規程等に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定書の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年（        ）        月        日

甲                    出雲市姫原2丁目9番地1  
                         出雲市水道事業  
                         出雲市上下水道事業管理者

乙